

令和6年度磐田市生活バス路線「掛塚磐田駅線」  
運行事業に係るプロポーザル実施要領

令和6年12月  
磐田市自治市民部自治デザイン課

## 1 趣旨

この要領は、磐田市生活バス路線「掛塚磐田駅線」の運行委託を予定する優先交渉権者をプロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

ただし、当該運行事業は、磐田市地域公共交通会議の承認及び令和7年度磐田市一般会計予算措置の決定をもって実施するものとする。

## 2 運行事業の概要

### (1) 事業名

磐田市生活バス路線「掛塚磐田駅線」運行事業

### (2) 運行内容

磐田市生活バス路線「掛塚磐田駅線」運行事業仕様書のとおり

### (3) 運行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

※磐田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年条例第14号）第2条の規定に基づく3年間の長期継続契約

### (4) 提案上限額

経常費用 40,406,300円/年（消費税及び地方消費税を含む）

※運賃及び国県補助金等の収入は経常経費の算出に含めない

## 3 スケジュール

日付	項目	備考
令和6年12月11日(水)	募集要領の公開	市ホームページ
令和6年12月20日(金)17時まで	質問書受付期限	電子メール
令和7年1月10日(金)17時まで	質問書回答期限	市ホームページ
令和7年1月17日(金)	参加表明書提出期限	郵送又は持参
令和7年1月29日(水)	提案書等提出期限	郵送又は持参
令和7年2月4日(火)	プロポーザル審査	対面方式
令和7年2月7日(金)	結果通知	電子メール
令和7年3月24日(木)予定	契約締結	

※ 選定された事業者は、令和7年4月1日の運行に向けて道路運送法等の必要な手続きを行うものとする。

## 4 参加資格

参加表明書提出期限において、次に掲げる全ての要件を満たす者が、参加できるものとする。

- (1) 道路運送法第4条第1項の一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者
- (2) 運行開始までに道路運送法等の必要な手続きを行える者
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の国又は県の補助金交付申請に必要な資料の提供ができる者
- (4) 磐田市内又は磐田市に隣接する市町内に、本店、支店、又は営業所を有する者
- (5) 事故の発生等により、運行の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各種関連機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な者
- (6) 法人又はその代表者が次のいずれかに該当しない者
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 日本国憲法施行日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - ④ 磐田市から入札参加停止措置を受けている者
  - ⑤ 正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない者
  - ⑥ 納期の到来している国税、県税及び市税を滞納している者
  - ⑦ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別精算の申立てがなされた者及び開始命令がされている者（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別精算の申立て又は通告がなされた者及び開始命令がされている者を含む。）
  - ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
  - ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
  - ⑩ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
  - ⑪ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
  - ⑫ 所管庁の監査、指導検査などにおいて重大な指摘を受けた場合に、本路線の運行に影響が生じる者

## 5 募集要領の公開

磐田市ホームページに募集要領等を掲載し、運行事業者の募集を開始する。

- (1) 掲載日 令和6年12月11日(水)
- (2) 掲載方法 市ホームページ

## 6 質問書の提出及び回答

本業務に関して質問がある場合は、質問書(様式1号)を提出することとし、これにより本募集要領等に記載する内容の追加または修正とみなす。

- (1) 提出期限 令和6年12月20日(金)17時まで
- (2) 提出先 磐田市自治市民部自治デザイン課代表メール  
chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 回答方法 令和7年1月10日(金)17時までに市ホームページにて回答する。
- (5) その他 質問書を電子メールで送信後に、自治デザイン課へ電話で到達確認をすること

## 7 参加表明書の提出

参加資格の要件を満たしたもので業務へ参加を希望する者は、参加表明書(様式第2号)を提出すること

- (1) 提出期限 令和7年1月17日(金)
- (2) 提出場所 磐田市自治市民部自治デザイン課  
〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) その他 参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、すみやかに辞退届(様式第3号)を令和7年2月3日(月)まで提出すること

## 8 提案書の提出

参加表明者は、提案書（様式第4号）を提出すること

- (1) 提出期限 令和7年1月29日（水）
- (2) 提出場所 磐田市自治市民部自治デザイン課  
〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出部数 4部（原本1部、副本3部）
- (5) 提出書類
  - ① 提案書（様式第4号）
  - ② 誓約書（様式第5号）
  - ③ 運行事業提案書（様式第6号）
  - ④ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
  - ⑤ 法人の登記簿謄本（3ヶ月以内のもの）
  - ⑥ 一般乗合旅客自動車運送事業許可書の写し
  - ⑦ 法人の役員名簿（任意様式）
  - ⑧ 国税、県税及び市税の納税証明書（未納がないことの証明）
  - ⑨ 財務諸表、営業報告書その他これらに類する書類
- (7) その他 提出書類の作成及び提出に係る費用は参加者の負担とする。  
提出書類は返却しない。  
提出書類は運行事業者の選定以外で参加者に無断で使用しない。  
提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

## 9 プロポーザル審査

プロポーザル審査は、参加者の提案書に基づくプレゼンテーション及び審査委員会のヒアリングにより実施する。

- (1) 実施日 令和6年2月4日（火）午後
- (2) 実施場所 磐田市役所本庁舎1階第1会議室（磐田市国府台3番地1）
- (3) 持ち時間 プレゼンテーション30分以内、ヒアリング15分以内
- (4) プレゼンテーションの内容

提出した提案書に基づき説明を行うものとし、提案書の内容の変更や追加は認めない。ただし、パワーポイント等の使用のため編集は可とする。なお、プレゼンテーションは紙面でも、パソコン等でも構わないが、パソコン等を使用する場合は説明者側で用意するものとする。（プロジェクター及びスクリーンは事務局にて用意をする。）

## 10 審査基準と評価点数

審査項目	審査内容	評価点数
運行基盤	組織体制（従業員、運行管理者、保有車両等）	18点
	経営状況	18点
	事業実績	18点
運行業務	社員教育	18点
	事故処理対応、危機管理体制	18点
	苦情処理対応	18点
運行準備	運行区域の把握	18点
	運行開始までの工程計画	18点
	事務所等の設置	18点
	運転員の確保	18点
運行提案	ダイヤ、ルート の提案	24点
	運行車両の提案	24点
	サービス（運賃徴収方法、定期券販売方法）	24点
運行事業	利用促進の取り組み	24点
	経費低減の工夫	24点
合 計		300点

## 11 優先交渉権者通知

プロポーザル審査の評価点数が最も高い者を優先交渉権者とし、令和7年2月7日（金）までに電子メールでその旨を通知する。

## 12 非選定者通知

非選定とした者に、その理由を含めた結果を令和7年2月7日（金）までに電子メールで通知する。

なお、選定されなかった者は、通知の日から起算して5日（土日祝を除く。）以内に書面により、市に対して説明を求めることができる。

## 13 契約

優先交渉権者は、市と仕様等について調整のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約に参加する。

ただし、優先交渉権者と調整が調わない場合、次点交渉権者が、上記の随意契約に参加する。

#### 14 問い合わせ先

〒438-8650 静岡県磐田市国府台 3-1

磐田市自治市民部自治デザイン課

交通政策グループ 青野

電話 0538-37-4751

FAX 0538-32-2353

Eメール [chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp](mailto:chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp)